

松江市告示第 209 号

松江市自転車等放置防止に関する条例（平成 17 年松江市条例第 339 号）第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 11 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 撤去年月日

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

2 自転車等の放置されていた場所

松江市古志原 7-6-11 門脇駐車場向側こども遊園地北側

松江市東朝日町 151-15 市道大正町西津田線歩道上

松江市学園 2 丁目 13 番地 11 美容室グレース前

3 保管自転車等の台数

3 台（禁止区域外 3 台）

4 保管場所

JR 松江駅東駐輪場（松江市朝日町 595 番地 2）

5 保管期限

令和 8 年 6 月 11 日

6 返還方法

松江市自転車等放置防止に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 247 号）第 8 条の規定により返還を申請すること。なお、返還に当たっては、松江市自転車等放置防止に関する条例第 13 条の規定により費用を徴収する。

7 保管自転車等の特徴等

別紙のとおり

【対象期間 R8.1~R8.3】

整理番号	種別	撤去年月日	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	色	備考 (放置された場所等)	盗難届 有無
1 外放7-12	自転車	R8.1.5	島根県 694576	JH6J07125	銀	松江市古志原7-6-11門脇駐車 場向側こども遊園地北側	—
2 外放7-13	自転車	R8.1.13	無	CW08010009	白	松江市東朝日町151-15市道大 正町西津田線歩道上	無
3 外放7-14	自転車	R8.2.12	島根県 674672	STNKD33476	銀	松江市学園2丁目13番地11 美容室グレース前	無